

スギ訪問看護ステーション道 戸塚 重要事項説明書

(訪問看護・予防訪問看護)

1. 事業所の概要

主たる事業所名：スギ訪問看護ステーション道 戸塚

主たる事業所の所在地：神奈川県横浜市戸塚区舞岡町 3067

SS CERES HAITSU101 号室

指定番号：（介護）横浜市 1461090257 号 （医療）1090257 号

サービス提供体制：介護保険制度に基づく訪問看護および予防訪問看護

医療保険による訪問看護

管理者氏名／連絡先：三戸森悠人／045-443-8460

サービス提供地域（16 地区）：横浜市戸塚区、栄区、港南区、旭区、金沢区、泉区、
磯子区、保土ヶ谷区、南区、中区、瀬谷区、藤沢市、鎌倉市
逗子市、茅ヶ崎市、横須賀市

2. 事業所の運営について

当訪問看護ステーションは、主治医の訪問看護指示書のもと、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が出来るように看護の提供を行います。

3. 事業所の職員体制

看護師： 管理者 1 名 ・非常勤含む看護師 2.5 名以上配置

4. 営業日および営業時間

営業日	月曜日から金曜日	土曜・日曜
営業時間	9 時 00 分から 18 時 00 分	休み

※24 時間対応体制をご利用の方につきましては、この限りではございません。

5. 利用料

- (1) 訪問看護サービスの利用料とその他の費用は、別紙料金表に記載した通りです。
- (2) サービスの対価として適用する医療保険もしくは介護保険の利用者負担額をお支払いいただきます。
- (3) 保険外（自費）のサービス利用の際は、介護保険および医療保険に基づく額の 10 割をお支払いいただきます。
- (4) 介護保険利用の際は、通常のサービス提供地域以外で訪問サービスを行う場合、一回につき 1 km 3 3 円（税込）の交通費をお支払いいただきます。
- (5) サービス提供予定の当日にサービス利用をキャンセルした場合、やむを得ない場合を除いては、医療保険もしくは介護保険の利用予定であった分の自己負担金相当額をお支払いいただきます。

- (6) 衛生材料等の販売は一切致しません。やむを得ず事業所が準備した場合は、費用の自費を2お支払いいただきます。

※サービスの利用料は、下記の方法にてお支払いいただきます。

口座振替（ご指定の金融機関の口座から毎月27日金融機関が休日の場合は翌営業日）

6. サービス利用の中止

- (1) 利用者がサービスの利用の中止をする際には、速やかに上記の事業所連絡先までお伝えください。
- (2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、サービス利用の前日までにご連絡ください。当日のキャンセルは次のキャンセル料を申し受けることになりますのでご了承ください（ただし、利用者の体調の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合キャンセル料は不要です。）
- (3) キャンセル料は、利用者負担相当額をお支払いいただきます。

連絡時期	キャンセル料	備考
サービス利用日の前日まで	無料	連絡は平日 9:00～18:00
サービス利用当日	利用者負担金相当額	

7. 非常災害時の対応

サービス提供時の災害発生時は、利用者を安全と思われる場所に退避させ、また二次災害を防ぐように努め、状況により家族、主治医、連携医療機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

8. 相談窓口、苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当社お客様相談窓口：電話番号 045-443-8460 FAX 番号 045-443-8463

担当者：三戸森悠人（管理者）

対応時間：月～金曜日（祝祭日除く）9:00～18:00

- (2) 別紙の公共機関でも、介護保険・医療保険利用に関する苦情申し出ができます。

9. 当法人の概要

法人の名称：スギナーシングケア株式会社

代表者名：代表取締役 白鳥淳

所在地：東京都千代田区鍛冶町二丁目6番1号

電話番号：03-3254-1335 FAX 番号：03-3254-1339

10. その他、重要事項

- (1) 訪問看護スタッフは交替で訪問させていただきます。そのため、スタッフの指名は出来かねます。

- (2) 訪問時間についてはあらかじめ定めさせていただきますが、他のご利用者様の病状や交通状況により訪問時間が前後することがあります。5 分以上の遅延が予測される場合は担当者よりご連絡させていただきます。
- (3) 事務的なご用件につきましては。月～金曜日（祝祭日を除く）の営業時間内にお問い合わせください。また電話回線の混雑により、特に朝夕に繋がりにくい場合があります。
- (4) 他のご利用者様の病状により、緊急の訪問や予定外の訪問が発生する場合があります。その為、ご利用者様に訪問日や訪問時間の変更をお願いする場合があります。
- (5) その他の重要な連絡事項は、スタッフより口頭もしくは文書にてお伝えする場合があります。

11. 個人情報取り扱いについて

利用者およびその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最低限の範囲内で使用いたします。

(1) 使用する目的

【訪問看護ステーション内での利用】

- ・利用者に提供する看護サービス（計画・報告・連絡相談等）
- ・医療保険・介護保険請求、会計事務
- ・利用者への看護サービスの質向上（症例検討・研修等）

【他の事業所等へ情報提供】

- ・主治医の所属する医療機関、連携医療機関、居宅サービス事業者や、居宅介護支援事業者への情報提供、照会への回答
- ・生活支援等にあたり当該行政機関、当該サービス機関への情報提供
- ・審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【その他上記以外の利用目的】

- ・看護サービスや業務の維持、改善のための基礎資料
- ・訪問看護ステーションで行われる学生等の実習への協力
- ・看護関連の研究会、学会への報告（個人情報を特定できない範囲で使用）

(2) 使用にあたっての条件

- ・個人情報の提供は、目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこととする。
- ・事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録をすること。

(3) 使用する期間

サービスの提供を受けている期間及びサービス終了後 5 年間（カルテ保存期間）

12. 虐待防止に関する事項

- (1) 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。
 - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
 - ② 虐待防止のための指針を整備すること。
 - ③ 虐待防止のための従業者に対する定期的な研修の実施

- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
 - ⑤ 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ⑥ その他虐待防止のために必要な措置
- (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または擁護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとします。

13. 身体的拘束等の原則禁止

- (1) 事業所はサービス提供にあたっては、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という)を行ってはならないものとします。
- (2) 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の心身の状況ならびにやむを得ない理由など必要な事項を記載することとします。

14. 業務継続に向けた取組の強化

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早朝の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 訪問看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

<説 明 確 認 欄>

年 月 日

サービス契約の締結にあたり、重要事項・個人情報取り扱いについて説明をしました。

(事業者) 所在地：神奈川県横浜市戸塚区舞岡町 3067 SS CERES HAITSU101 号室

名 称：スギ訪問看護ステーション道 戸塚

説明者：(管理者) 三戸森 悠人 印

サービス契約の締結にあたり、重要事項・個人情報取り扱いについて説明を受け同意します。

(利用者もしくは家族・代理人)

氏名： (続柄：) 印

重要事項説明書 別紙＜介護保険相談窓口＞

要介護認定			介護保険サービスの利用		介護予防事業	
市町村名	担当課名等	電話番号	担当課名等	電話番号	担当課名等	電話番号
横浜市	健康福祉局 介護保険課	045(671) 4256	健康福祉局 介護保険課	045(671) 4255	健康福祉局 高齢在宅支援課	045(671) 4129
戸塚区	高齢・障害 支援課	045(866) 8460	保険年金課	045(866) 8449	高齢・障害支援課	045(866) 8439
栄区	高齢・障害 支援課	045(894) 8547	保険年金課	045(894) 8425	高齢・障害支援課	045(894) 8415
港南区	高齢・障害 支援課	045(847) 8495	保険年金課	045(847) 8425	高齢・障害支援課	045(847) 8418
旭区	高齢・障害 支援課	045(954) 6061	保険年金課	045(954) 6134	高齢・障害支援課	045(954) 6191
金沢区	高齢・障害 支援課	045(788) 7868	保険年金課	045(788) 7835	高齢・障害支援課	045(788) 7777
泉区	高齢・障害 支援課	045(800) 2436	保険年金課	045(800) 2425	高齢・障害支援課	045(800) 2434
保土ヶ谷 区	高齢・障害 支援課	045(334) 6394	保険年金課	045(334) 6335	高齢・障害支援課	045(334) 6328
南区	高齢・障害 支援課	045(743) 8183	保険年金課	045(743) 8235	高齢・障害支援課	045(743) 8226
藤沢市	介護保険課 認定担当	0466(50) 3527	介護保険課 総務・給付担当	0466(50) 3527	高齢者福祉課 健康づくり担当	0466(50)8430
鎌倉市	高齢者 いきいき課 介護保険担当	0467(61) 3947	高齢者 いきいき課 介護保険担当	0466(61) 3950	市民健康課 保健活動担当	0467(61)3977
逗子市	介護保険課 介護保険係	046(873) 1111 内線 247	介護保険課介護 保険係	046(873)1111 内線 246	介護保険課 高齢福祉係	046(873)1111 内線 251
茅ヶ崎市	高齢福祉介護課 認定担当	0467(82) 1111 内線 2261～ 2262	高齢福祉 介護課 給付保険担当	0467(82)1111 内線 2276～2278	高齢福祉介護課 地域支援担当	0467(82)1111 内線 2273～ 2275

横須賀市	福祉部介護 保険課	046(822) 8310	福祉部介護 保険課・給付係	046(822) 8253	福祉部高齢福祉課 介護予防係	046(822)8135
------	--------------	------------------	------------------	------------------	-------------------	--------------

<医療保険相談窓口>

神奈川県国民健康保険団体連合会 所在地 神奈川県横浜市西区楠木町 27-1
電話番号 045-329-3400（大代表） 対応時間 月～金曜日（祝祭日除く） 8:30～17:15

スギ訪問看護ステーション道 戸塚 訪問看護・介護予防訪問看護利用料（介護保険）

横浜市 2級地

令和6年6月1日現在(ver2)

サービス内容略称			算定項目	単位数	利用者負担額		
					1割（円）	2割（円）	3割（円）
			保健師・看護師による訪問看護				
訪問看護利用料	介護予防訪問看護	20分未満	303	337	674	1,011	
		30分未満	451	502	1,003	1,505	
		30分以上1時間未満	794	883	1,766	2,649	
		1時間以上1時間30分未満	1,090	1,212	2,424	3,636	
		理学療法士・作業療法士等の場合					
		20分以上（20分×1回）の場合	284	316	632	948	
		40分以上（20分を1日2回実施する場合）	568	632	1,264	1,895	
		60分以上（20分を1日に2回を超えて3回以上訪問看護を行う場合所定単位数に50/100を乗じた単位数で算定する）	426	474	948	1,422	
サービス内容略称			算定項目	単位数	1割（円）	2割（円）	3割（円）
			保健師・看護師による訪問看護				
訪問看護利用料	訪問看護	20分未満	314	350	699	1,048	
		30分未満	471	524	1,048	1,572	
		30分以上1時間未満	823	916	1,831	2,746	
		1時間以上1時間30分未満	1,128	1,255	2,509	3,763	
		理学療法士・作業療法士等の場合					
		20分以上（20分×1回）の場合	294	327	654	981	
		40分以上（20分を1日2回実施する場合）	588	654	1,308	1,962	
		60分以上（20分を1日に2回を超えて3回以上訪問看護を行う場合所定単位数に50/100を乗じた単位数で算定する）	795	884	1,768	2,652	

* 理学療法士等の3回以上サービス提供する場合は基本額の90%になります。

夜間（18：00～22：00）	所定単位数 × 25%
深夜（22：00～6：00）	所定単位数 × 50%
早朝（6：00～8：00）	所定単位数 × 25%

* 准看護師がサービスを提供する場合は、基本額の90%になります。

			利用者負担額		
サービス内容略称	算定項目	単位数	1割（円）	2割（円）	3割（円）
長時間訪問看護加算	長時間訪問看護加算	300	334	668	1,001
複数名訪問加算	複数名訪問加算Ⅰ（30分未満）	254	283	565	848
	複数名訪問加算Ⅰ（30分以上）	402	447	894	1,341
	複数名訪問加算Ⅱ（30分未満）	201	224	447	671
	複数名訪問加算Ⅱ（30分以上）	317	353	705	1,058
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	1月につき	600	668	1,335	2,002
特別管理加算	特別管理加算Ⅰ（1月につき）	500	556	1,112	1,668
	特別管理加算Ⅱ（1月につき）	250	278	556	834
初回加算（Ⅰ）	新規に訪問看護計画を作成し、病院、診療所等から退院した日に看護師が初回の訪問看護を行った場合（初回加算Ⅱを算定している場合は算定しない）	350	390	779	1,168
初回加算（Ⅱ）	新規に訪問看護計画を作成し、指定訪問看護を行った日に属する月に算定（退院時共同指導加算、あるいは初回加算Ⅰを算定した場合は算定しない）	300	334	668	1,001
退院時共同指導加算		600	668	1,335	2,002
ターミナルケア加算	（死亡月につき）	2,500	2,780	5,560	8,340
口腔連携強化加算	事業所の従業者が口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合（月に1回限り）	50	56	112	167
専門管理加算	専門性の高い看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合（月に1回限り）	250	278	556	834

◎負担額の目安は、単位数×地域単価（11、12）× ※10%を示しています。

※負担割合により20%または30%

◎所要時間は、実際のサービスの提供時間ではなく、御利用者様の居宅サービス計画に定められた時間を基準とします。

◎緊急時訪問看護加算については、ご利用者様の同意を得た上で算定します。

【参考】 1ヶ月の利用者1割～3割の負担額の算出方法
 地域単価（11、12）×単位数＝〇〇円（1円未満切り捨て）
 〇〇円－（〇〇円×0.7～0.9（1円未満切り捨て））＝△△円（利用者負担額）

◆通常のサービス提供を超える費用

区分支給限度額を超えてた場合の、限度額超過分のサービス費は全額自己負担（10割負担）となります。

◆運営基準に定められたその他の費用

項目	料金(税込)
交通費 [通常のサービス提供地域を超えた所から]	33円/Km（往復）
死後の処置料	16,500円
日常生活上必要な物品（おむつ代等）	実費

スギ訪問看護ステーション道 戸塚

訪問看護利用料（医療保険）

◆基本利用料（必ずかかるもの）

令和6年6月1日現在

項目	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担	備考
基本療養費（週3日まで） 看護師・PT/OT	5,550円/日	555円	1,110円	1,665円	例）週2日、月に8日訪問 5,550円 × 8日 = 44,400円 ⇒ （1割負担）4,440円 （3割負担）13,320円
基本療養費（週4日以降） 看護師	6,550円/日	655円	1,310円	1,965円	
基本療養費（週4日以降） PT/OT	5,550円/日	555円	1,110円	1,665円	
管理療養費（月の初日）	7,670円/日	767円	1,534円	2,301円	例）週2日、月に8日訪問 7,670円 × 1日 + 3,000円 × 7日 = 28,670円 ⇒ （1割負担）2,867円 （3割負担）8,601円
管理療養費（2日目以降）	3,000円/日	300円	600円	900円	
訪問看護情報提供療養費	1,500円/月	150円	300円	450円	求めに応じ行政への情報提供・報告

◆状況に応じて算定される加算

項目	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担	備考
24時間対応体制加算（イ）	6,800円/月	680円	1,360円	2,040円	緊急対応体制を整える場合に算定 申込み無しは24時間対応不可
特別管理加算Ⅰ	5,000円/月	500円	1,000円	1,500円	留置カテーテル、気管切開、在宅悪性腫瘍患者指導 管理を受けている状態
特別管理加算Ⅱ	2,500円/月	250円	500円	750円	在宅酸素、点滴注射、人工肛門、人工呼吸器、 真皮を超える褥瘡等
緊急訪問看護加算（イ）	2,650円/日	265円	530円	795円	緊急訪問した場合、日単位で算定 月14日目まで2,650円（1日/1回）
緊急訪問看護加算（ロ）	2,000円/日	200円	400円	600円	緊急訪問した場合、日単位で算定 月15日目以降2,000円（1日/1回）
在宅患者緊急時等カフアルス加算	2,000円	200円	400円	600円	主治医とのカフアルスを実施した場合、月2回まで算定
複数回訪問加算（2回目）	4,500円	450円	900円	1,350円	同日に2回目の訪問を行った場合に算定
複数回訪問加算（3回以上）	8,000円	800円	1,600円	2,400円	同日に3回目以上の訪問を行った場合に算定
訪問看護ターミナル療養費	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上の訪 問看護を実施した場合

◆時間外の加算

項目	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担	備考
夜間・早朝加算	2,100円	210円	420円	630円	夜間（18時～22時）、早朝（6時～8時）に 訪問を実施した場合
深夜加算	4,200円	420円	840円	1,260円	深夜（22時～6時）に訪問を実施した場合

◆退院時に算定される加算

項目	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担	備考
退院時共同指導加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円	入院中より在宅療養の調整を行った場合
特別管理指導加算 （退院時共同指導加算に上乗せ）	2,000円	200円	400円	600円	特別管理加算対象者の場合
退院支援指導加算	6,000円	600円	1,200円	1,800円	退院日における看護師による支援

◆健康保険が使えない利用料

項目	利用料金（税込）
交通費（横浜市戸塚区、栄区、港南区、旭区、金沢区、泉区、保土ヶ谷区、南区、中区、磯子区 藤沢市、鎌倉市、逗子市、茅ヶ崎市、横須賀市）	330円/回
交通費（上記の地区をこえたところ）	550円/回
休日料金（土曜日・日曜日）	2,750円/日
2時間以上の延長訪問看護	6,600円/時間
死後の処置料	16,500円
衛生材料等日常生活上必要な物品	実費